



ふじのくに 景観形成計画

概要版

自然、文化、歴史が織りなす
“ふじのくに回遊式庭園”の実現に向けて

平成29年3月
静岡県

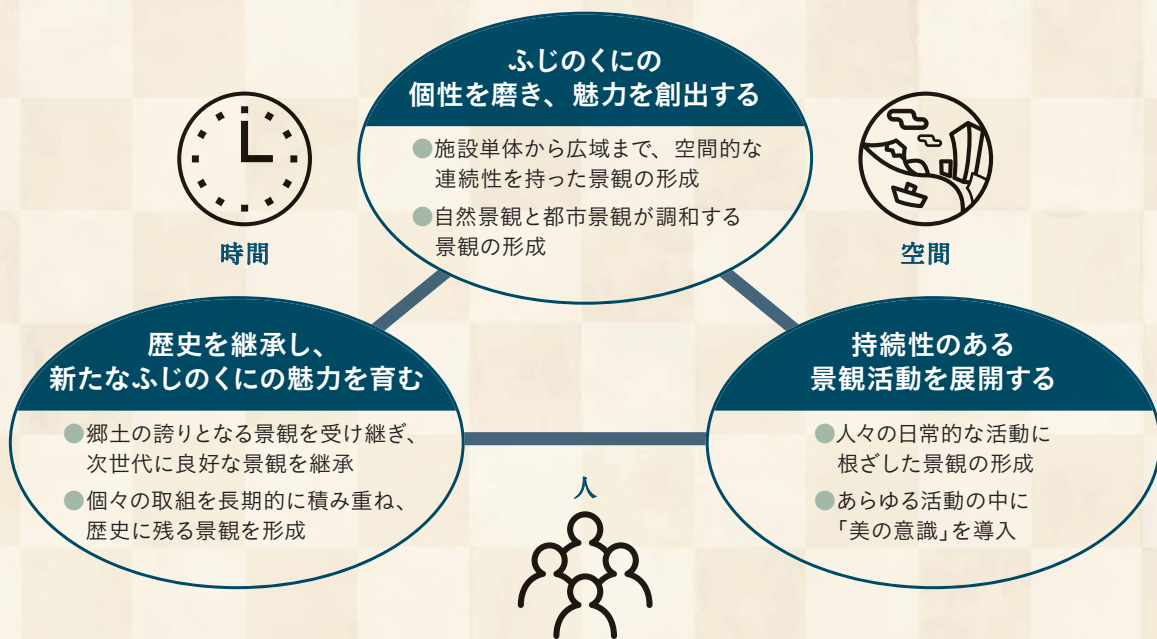
理念

先人の 拓き育てし 木^ふのくに
誇りを胸に さらに磨かん

美しく心豊かな暮らし「ジャパニーズ・ドリーム」の実現に向け、先人が守り築いてきた豊かな自然・文化・歴史に根ざした景観に愛着と誇りを持ち、敬意を払い、未来へと継承していく景観形成を進めていきます。

景観形成方針

景観は、空間的・時間的に広がり連続性を持ち、それらを共有する全ての人々の活動によって育まれています。目指す姿の実現に向け、3つの基本方針に基づき景観形成に取り組みます。



将来



現在



※いずれもイメージ

ジャパニーズ・ドリームの実現に向けて

これまでの「アメリカン・ドリーム」を越え、
日本人が持つ自然への畏敬、他者へのおもいやりなど、
「美」を重んじ「和」を尊ぶ我が国の伝統的な精神性や道徳観に裏打ちされた
心豊かな暮らしを目指します。

いま、なぜ美しい景観を求めるのか

景観形成は、単に視覚的に美しいものを形成するだけでなく、
「地域らしさ」を大切にし、「心の豊かさ」を感じることができる地域づくりに
つながるものです。

潤いのある豊かな暮らしの創造

心の豊かさを感じられる暮らしは、ゆとりやうるおい、安らぎを感じることができる日頃の景色の中で育まれることから、良好な景観の形成は、地域の快適性や安全性の向上につながります。

世界の憧れを呼ぶ静岡の実現

広く国内外の人々に本県の美しさや豊かさ、そして歴史を知ってもらうことは、その後「また訪れたい」、「もっと静岡県の魅力に触れたい」という観光客や交流客の増加へとつながります。

県土・郷土に対する誇りや愛着の醸成

県土・郷土に対する住民の誇りや愛着は、「地域らしさ」を守り、育て、活かす原動力となり、その「地域らしさ」は、居心地の良い住環境やコミュニティを求める人々をその地域へと引き寄せることにつながります。

ふじのくに回遊式庭園と7つの広域景観

静岡県を印象づける広域景観の景観形成を、積極的にけん引・調整・支援していきます。

広域景観の
設定基準

象徴性

静岡県のシンボルとなる
重要な景観であること

広域性

複数の県又は複数の市町にまたがる広域的な景観であること又は
複数の市町によって広域的に展開する景観形成の取組であること

国土軸

- 車窓から眺められる景観の形成
- 駅・インターチェンジ周辺における景観の形成



富士山

- 富士山の眺望景観を阻害するものの整除
- 富士山周辺の魅力的な景観の保全
- 富士山への眺望景観の創出



旧東海道

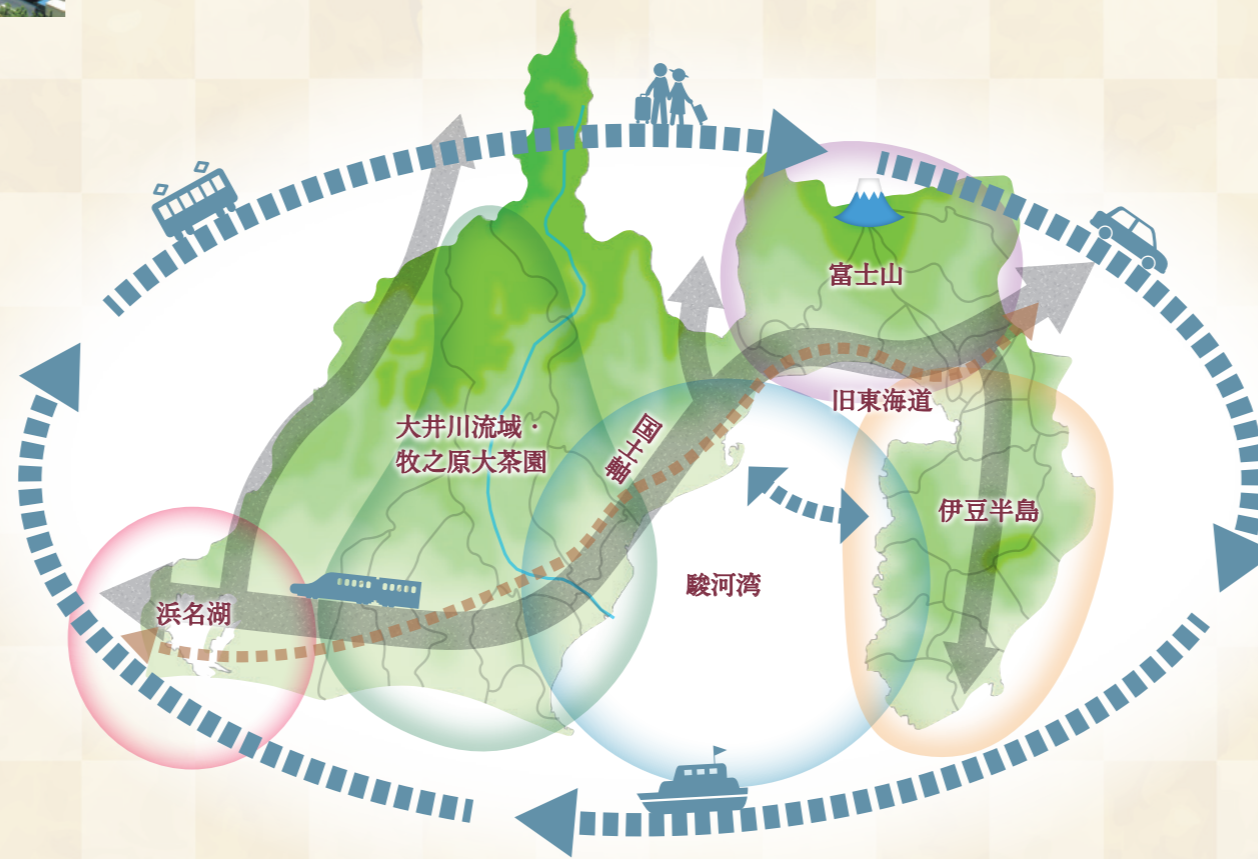
- 街道の保全・形成
- 宿場町に残る歴史的景観の保全・形成
- 歩いて楽しめる東海道の景観の形成



目指す姿 ふじのくに回遊式庭園

県土全体を一つの広大な回遊式庭園*に見立て、駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観を社会総掛かりで磨き上げることで、世界の憧れを呼ぶふじのくにの豊かな暮らしを実現します。

※広大な敷地を巡りながら、地形の変化にあわせて次々に繰り広げられる景観を鑑賞する日本の伝統的な庭園様式のひとつ



伊豆半島

- 魅力的な沿道景観の形成
- 美しい眺望景観の形成
- 個性豊かな愛着を持てる地域景観



浜名湖

- 湖岸の水辺景観の保全・形成
- 湖岸景観と一体となったまちなみの形成
- 浜名湖の眺望景観の保全・形成



大井川流域・牧之原大茶園

- 静岡のシンボルとなる茶園景観の保全
- 観光客周遊ルートにおける景観の保全
- 茶園や富士山と調和した空港周辺の景観の形成



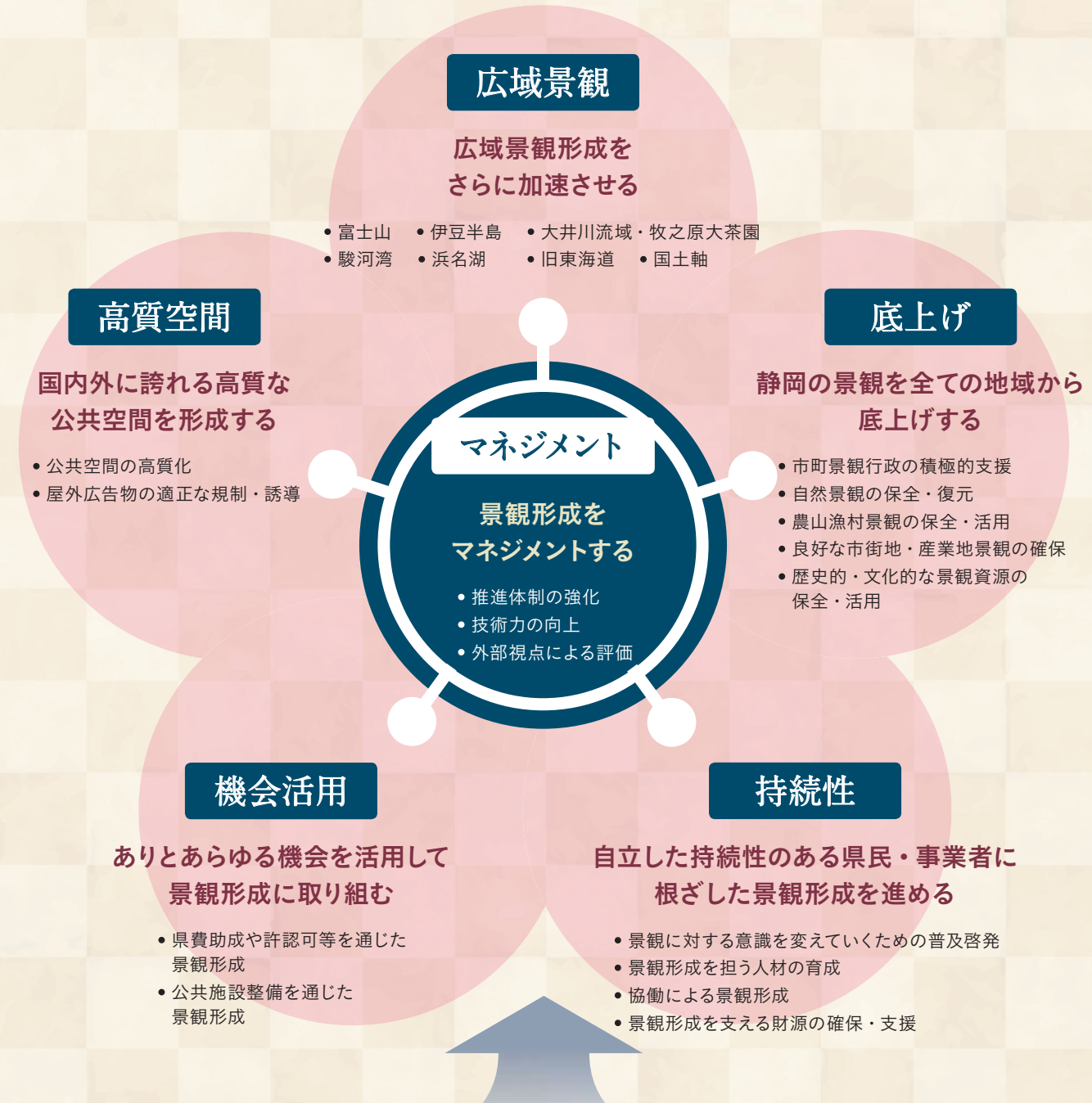
駿河湾

- 海岸の水辺景観の保全・形成
- 駿河湾の眺望の保全
- 海上から眺められる景観の保全・形成
- 駿河湾らしい港湾・漁港景観の形成



目指す姿の実現に向けた主要方策

「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、全県を挙げて取り組みます。静岡を代表する景観の形成及び市町・県民・事業者等のモデルとなる景観の形成は、より重点的に取り組みます。



主要方策を支える10の仕組みづくり

広域景観

① 広域景観協議会の設立・運営

高質空間

② 公共施設のデザインチェック
③ 屋外広告物行政への民間活力導入

底上げ

④ 景観法の活用促進
⑤ 専門アドバイザーの派遣

機会活用

⑥ 県費助成等を活用した景観形成

持続性

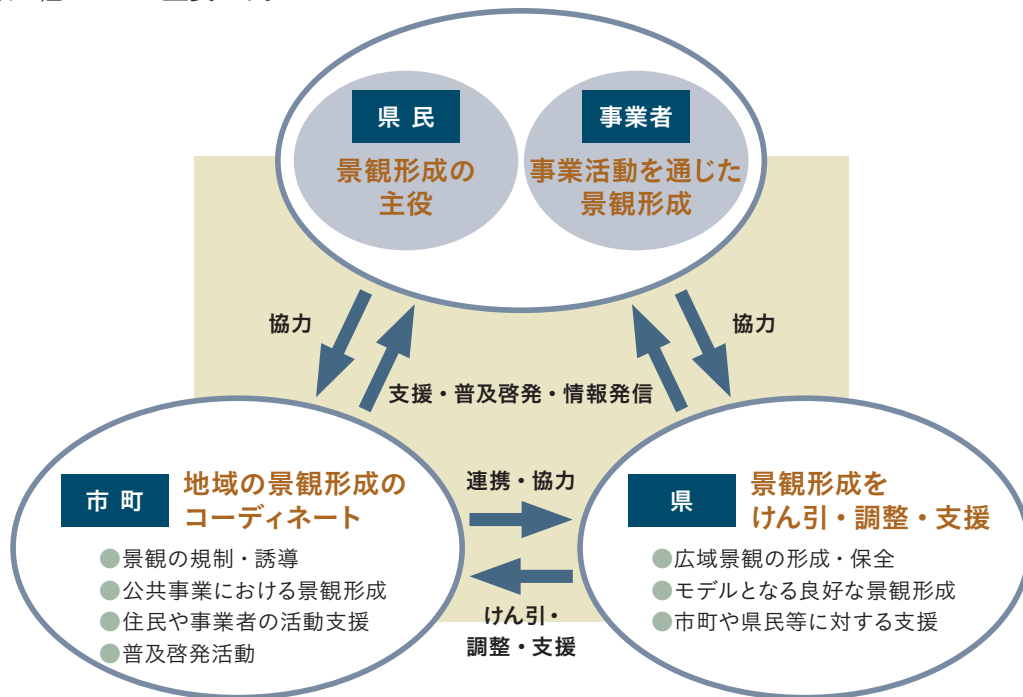
⑦ 人材ネットワークの構築
⑧ 多様な活動財源の確保

マネジメント

⑨ 技術力の向上
⑩ 多面的モニタリングの実施

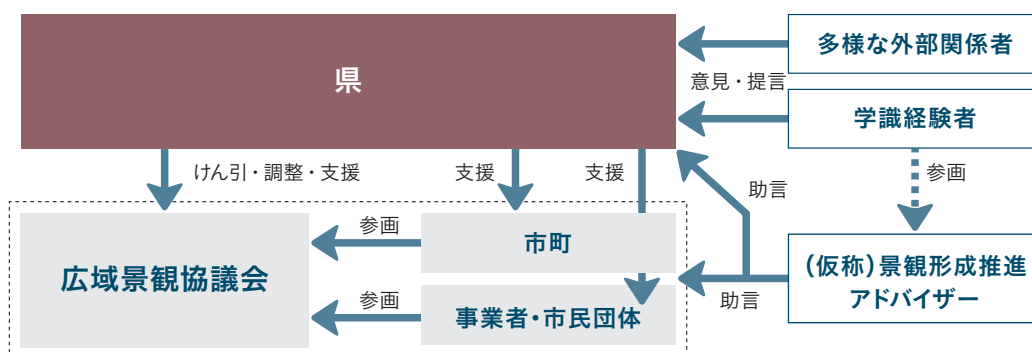
各主体の役割

景観は、民有空間と公共空間によって構成されていることから、県民や事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、景観形成に取り組むことが重要です。



取組の推進体制

景観形成の取組・事業を着実に進める体制をつくるとともに、市町、事業者等の景観形成における積極的な関わりを促すため、景観形成推進アドバイザーによる助言等の支援の体制を整えます。



「ふじのくに景観形成計画」について

「ふじのくに景観形成計画」は、静岡県が誇る美しい景観を、社会総掛かりで世界水準へと更に磨き上げていくことを目指し、県土の景観形成方針、広域景観の景観形成方針、県が取り組むべき方策や行動計画を示すものです。

本計画は、静岡県総合計画を上位計画とする景観形成に関する分野別計画(任意計画)です。県の責務と役割のもと、県が取り組むべき方策を着実に実現していくための仕組みを構築する“景観形成マネジメント”を重視しています。

計画期間 平成29年度～平成38年度(10年間)

ふじのくに景観形成計画 概要版

発行：静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 TEL:054-221-3490

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530a/h28plan.html>

ふじのくに景観形成計画についての
詳しい情報はこちらへ

ふじのくに景観形成計画 検索